

# 建設環境委員会資料

## 1 条例案

(1) 島根県手数料条例の一部を改正する条例 .....P1

## 2 一般事件案

(1) 変更契約の締結について .....P32

《一般県道斐川上島線(武部2工区)総号交付金(改築)  
(仮称)武部トンネル工事》

## 3 予算案

(1) 令和4年度土木部11月補正予算案(初日提案分) .....P33

(2) 令和4年度土木部11月補正予算案(中日提案分) .....P39

## 4 報告事項

(1) 令和4年度補正予算国土交通省関係予算の配分について .....P44

(2) 島根県汚水処理事業広域化・共同化計画(素案)について .....P50

(3) 都市計画道路松江熊野線(新大橋・鍛冶橋)の状況について .....P55

(4) 波積ダム建設事業の状況について .....P57

### 【別冊資料】

・島根県汚水処理事業 広域化・共同化計画(素案)

令和4年12月9日・12日

土木部



第127号議案

**島根県手数料条例の一部を改正する条例**  
**(都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)**  
**(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料)**

**1 改正の理由**

関係法令<sup>\*</sup>の改正に伴う、計画の認定申請手数料の見直し

※①都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（低炭素建築物新築等計画）

②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（建築物エネルギー消費性能向上計画）

- ・計画の認定基準の ZEH・ZEB 水準への引き上げに伴い、ZEH・ZEB の評価単位に計画の認定対象を合わせるため、手数料の区分の見直し
- ・認定の審査に係る所要時間について、①が見直され、②と同一になったことによる手数料の金額の見直し
- ・①の評価方法について、ZEH・ZEB と整合を図り追加（誘導モデル建物法基準）

## 2 改正の内容

### (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

#### 1) 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の区分の見直し

改正前	改正後
ア 一戸建ての住宅【戸数】	ア 一戸建ての住宅【面積】
イ 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分【戸数】	〔 住戸ごとの認定を廃止したことによる削除 〕
ウ 共同住宅等若しくは複合建築物の全体又は建築物全体+住戸部分	
(ア) 住戸【戸数】	(ア) 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準)
(イ) 共用部分【面積】	(イ) 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準)
(ウ) 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準)	
エ 非住宅建築物【面積】	(ウ) 住宅部分【面積】 〔 イに統合 〕

注 【 】内は手数料の金額の計算単位

#### 2) 国が示す低炭素建築物新築等計画の認定の審査所要時間が変更されたことに伴う低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額の改定等

### (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の区分の見直し

改正前	改正後
(ア) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、 <u>住戸部分</u> 又は非住宅部分	(ア) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物の全体、 <u>住宅部分</u> 又は非住宅部分
a 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準)	a 非住宅部分【面積】 (誘導標準入力法等基準)
b 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準)	b 非住宅部分【面積】 (誘導モデル建物法基準)
c 住宅部分( <u>住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合には、住戸の部分</u> )【面積】	c 住宅部分【面積】 〔 住戸ごとの認定を廃止したことによる削除 〕
(イ) 一戸建ての住宅【面積】	(イ) 一戸建ての住宅【面積】

注 【 】内は手数料の金額の計算単位

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 【参考】

### ○カーボンニュートラル実現に向けた建築分野の取組

- ・ 2050 年カーボンニュートラル実現に向け建築分野としては、2050 年にはストック平均で、ZEH・ZEB 水準の省エネ性能の確保を目指し、2030 年には新築について、ZEH・ZEB 水準の省エネ性能の確保を目標としている。
- ・ この目標実現に向けて、今回、低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定における誘導基準が ZEH・ZEB 水準に引き上げられる。

### ○制度の概要

#### (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

##### ・ 低炭素建築物新築等計画

市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

[メリット] 税制優遇措置や容積率不算入等の特例及び建築費用等の補助を受けられる。

##### ・ 誘導モデル建物法基準

認定基準の適否の判断を行う簡易な評価方法

#### (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

##### ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

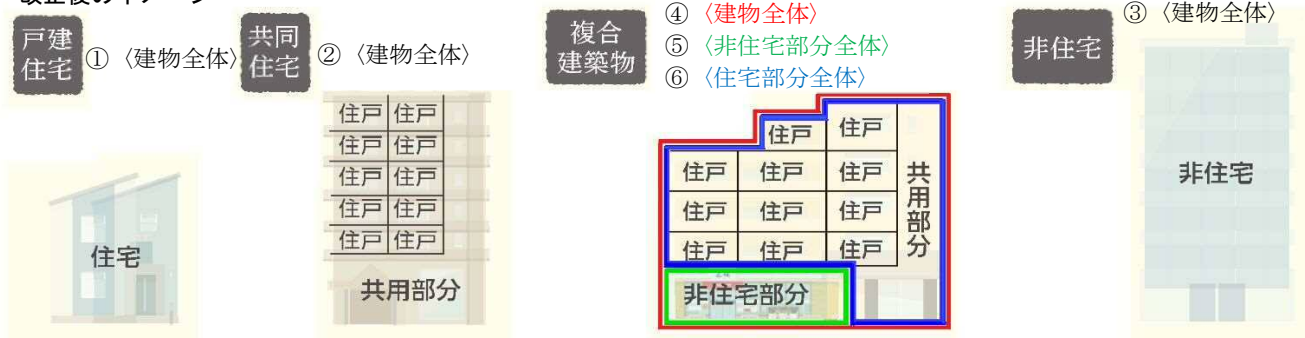
[メリット] 容積率不算入等の特例及び建築費用等の補助を受けられる。

### ○認定申請単位の変更

- ・ ZEH・ZEB 基準への整合
- ・ 住戸ごとの認定を廃止等

		改正前		改正後				
		低炭素認定	性能向上計画認定	低炭素認定	性能向上計画認定			
A	建築物全体	①一戸建て住宅	○	○	①	○	○	
		②共同住宅等（住棟）	○	○	②	○	○	
		③非住宅	○	○	③	○	○	
		④複合建築物全体	○	○	④	○	○	
		複合建築物	⑤非住宅全体	—	○	⑤	○（新設）	○
			⑥住宅全体	—	—	⑥	○（新設）	○（新設）
B	住戸のみ	⑦共同住宅等の住戸	○	○	⑦	—（廃止）	—（廃止）	
C	住戸及び建築物全体	住戸を含む建築物	○	—	—（廃止）	—		

改正後のイメージ



## 島根県手数料条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>島根県手数料条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     平成12年3月17日 島根県条例第5号                 </div> <p>第1条～第7条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種別</th> <th style="width: 55%;">手数料を納めなければならぬ者</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1～64の3 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料</td> <td style="vertical-align: top;"> <u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u>                      ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の                 </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">〔削る〕</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額	1～64の3 〔略〕			64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	<u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の	〔削る〕	<p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（手数料の納付及び額）</p> <p>第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。</p> <p>第3条～第7条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種別</th> <th style="width: 55%;">手数料を納めなければならぬ者</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1～64の3 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料</td> <td style="vertical-align: top;"> <u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u>                      ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の                 </td> <td style="vertical-align: middle;">                     33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成                 </td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額	1～64の3 〔略〕			64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	<u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の	33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成
手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額																	
1～64の3 〔略〕																			
64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	<u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の	〔削る〕																	
手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額																	
1～64の3 〔略〕																			
64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	<u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の	33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成																	

認定を受けようとする  
場合

認定を受けようとする  
場合

27年法律第53号)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下この項において「住宅品質確保法」という。)第5条第1項の登録住宅性能評価機関若しくは建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関をいう。次号において同じ。)が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準(次号において「認定基準」という。)に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(知事が別に定める基準に適合しているものに限る。次号において同じ。)をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合にあつては、4,600円)

<p>(7) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p>34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この号において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、5,000円）</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(4) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p>38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>イ <u>非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）</u>、<u>共同住宅等（共同住宅、長屋</u></p>	<p><u>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）</u>にあっては(7)又は(4)に規定する手数料の額、<u>共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第</u></p>	<p>イ <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の居室をいう。以下この項において同じ。）又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（アに規定する住宅を除く。）の住戸の計画の認定を受けようとする場合（ウの場合を除く。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>



<p>その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号及び次号において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有しないものをいう。以下この項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p>	<p>11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ウ)に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>	<p>(7) 計画の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この号において「認定戸数」という。）が5戸以下のもの</p>	<p>67,900円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）</p>
<p>(7) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>225,000円（非住宅基準適合証（建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

	成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下の号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、 <u>10,000円)</u>		
b 非住宅部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>277,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)</u>	[新設]	[新設]
c 非住宅部分の床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>358,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)</u>	[新設]	[新設]
d 非住宅部分の床面積の合計が <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>510,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円)</u>	[新設]	[新設]
e 非住宅部分の床面積の合計が <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>629,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円)</u>	[新設]	[新設]
f 非住宅部分の床面積の合計が <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>731,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円)</u>	[新設]	[新設]
g 非住宅部分の床面積の合計が <u>25,000平方</u>	<u>834,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場</u>	[新設]	[新設]

	メートル以上 のもの	合にあつては、 192,000円)		
(イ)	当該建築物の非住 宅部分について省令 第10条第1号イ(2)及 び同号ロ(2)の基準 (次号において「誘 導モデル建物法基 準」という。)を用 いて評価を行う場合	[削る]	(イ) 認定戸数が6戸以 上10戸以下のもの	94,100円(適合 証等の提出があ る場合にあつて は、15,500円)
a	非住宅部分の床 面積の合計が300平 方メートル未満の もの	86,000円(非住 宅基準適合証の 提出がある場合 にあつては、 10,000円)	[新設]	[新設]
b	非住宅部分の床 面積の合計が300平 方メートル以上 1,000平方メートル 未満のもの	108,000円(非 住宅基準適合証 の提出がある場 合にあつては、 16,000円)	[新設]	[新設]
c	非住宅部分の床 面積の合計が1,000 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	142,000円(非 住宅基準適合証 の提出がある場 合にあつては、 26,000円)	[新設]	[新設]
d	非住宅部分の床 面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	230,000円(非 住宅基準適合証 の提出がある場 合にあつては、 78,000円)	[新設]	[新設]
e	非住宅部分の床 面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	300,000円(非 住宅基準適合証 の提出がある場 合にあつては、 124,000円)	[新設]	[新設]
f	非住宅部分の床 面積の合計が 10,000平方メート ル以上25,000平方 メートル未満のも の	355,000円(非 住宅基準適合証 の提出がある場 合にあつては、 154,000円)	[新設]	[新設]
g	非住宅部分の床	416,000円(非	[新設]	[新設]

	面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 192,000円)		
	(7) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	[削る]	(7) 認定戸数が11戸以上25戸以下のもの	132,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円)
	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	[新設]	[新設]
	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	[新設]	[新設]
	c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)	[新設]	[新設]
	d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	269,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)	[新設]	[新設]
	[削る]	[削る]	(8) 認定戸数が26戸以上50戸以下のもの	190,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、43,500円)
	[削る]	[削る]	(9) 認定戸数が51戸以上100戸以下のもの	272,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円)
	[削る]	[削る]	(10) 認定戸数が101戸以上200戸以下のもの	363,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円)

					ては、121,000円)
[削る]	[削る]			(キ) 認定戸数が201戸以上300戸以下のもの	476,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円)
[削る]	[削る]			(ク) 認定戸数が301戸以上のもの	559,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、163,000円)
[削る]	[削る]			ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（アに規定する住宅を除く。）に係る計画の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合	(7)、(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
				(7) 住戸がある場合	
				a 総住戸数が5戸以下のもの	67,900円 (適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円)
				b 総住戸数が6戸以上10戸以下のもの	94,100円 (適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円)
				c 総住戸数が11戸以上25戸以下のもの	132,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円)
				d 総住戸数が26戸以上50戸以下のもの	190,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、43,500円)
				e 総住戸数が51戸	272,000円 (適

以上100戸以下の  
もの 合証等の提出が  
ある場合にあつ  
ては、77,900  
円)

f 総住戸数が101  
戸以上200戸以下 合証等の提出が  
のもの ある場合にあつ  
ては、121,000  
円)

g 総住戸数が201  
戸以上300戸以下 合証等の提出が  
のもの ある場合にあつ  
ては、153,000  
円)

h 総住戸数が301  
戸以上のもの 合証等の提出が  
ある場合にあつ  
ては、163,000  
円)

(i) 住人が共同で使用  
する部分（以下この  
号及び次号において  
「共用部分」とい  
う。）がある場合  
（建築物エネルギー  
消費性能基準等を定  
める省令（平成28年  
／経済産業省／国土  
交通省／令第1号。  
以下この項において  
「省令」という。）  
第4条第3項第1号  
に規定する数値を用  
いて評価を行う場合  
に限る。）

a 共用部分の床面  
積の合計が300平  
方メートル未満の  
もの 107,000円（適  
合証等の提出が  
ある場合にあつ  
ては、9,200  
円)

b 共用部分の床面  
積の合計が300平 合証等の提出が

方メートル以上	ある場合にあつ
2,000平方メート	ては、25,900
ル未満のもの	円)
c 共用部分の床面	272,000円 (適
積の合計が2,000	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
5,000平方メート	ては、77,900
ル未満のもの	円)
d 共用部分の床面	349,000円 (適
積の合計が5,000	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
10,000平方メート	ては、123,000
ル未満のもの	円)
e 共用部分の床面	410,000円 (適
積の合計が10,000	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
25,000平方メート	ては、153,000
ル未満のもの	円)
f 共用部分の床面	478,000円 (適
積の合計が25,000	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
のもの	ては、191,000
	円)
(7) 住戸部分及び共用	
部分以外の部分 (以	
下この号及び次号に	
おいて「非住宅部	
分」という。)があ	
る場合	
a 非住宅部分の床	237,000円 (適
面積の合計が300	合証等の提出が
平方メートル未満	ある場合にあつ
のもの	ては、9,200
	円)
b 非住宅部分の床	303,000円 (適
面積の合計が300	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
1,000平方メート	ては、17,500
ル未満のもの	円)
c 非住宅部分の床	372,000円 (適
面積の合計が	合証等の提出が
1,000平方メート	ある場合にあつ





	<p>(2) <u>法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者</u></p> <p>ア <u>一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</u></p>	<p>[削る]</p>		<p><u>トル未満のもの</u></p> <p>(エ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>(オ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>(カ) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>(キ) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者</u></p> <p>ア <u>一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</u></p>	<p>ては、25,900円)</p> <p>530,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円)</p> <p>650,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円)</p> <p>754,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円)</p> <p>861,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)</p> <p>16,800円（変更後の計画に係る適合証等（計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価</p>
--	--	-------------	--	---	--

			書をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合にあっては、2,300円)
(7) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)	[新設]	[新設]
(4) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)	[新設]	[新設]
イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあっては(7)又は(4)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあっては(4)に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に	イ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物((1)のアに規定する住宅を除く。)の住戸の計画の変更の認定を受けようとする場合(ウの場合を除く。)	[新設]

	<p>限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあつては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>		
(7) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	[削る]	(7) 計画の変更の認定を受けようとする住戸数の合計 (以下この号において「認定戸数」という。) が5戸以下のもの	(1)のイの(7)に定める額の2分の1の額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。(イ)から(ウ)までにおいて同じ。)
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分 (床面積の増加に係る部分を除く。) の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計 (以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。) が300平方メートル未満のもの	225,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)	[新設]	[新設]
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	277,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)	[新設]	[新設]

の			
c 非住宅部分の計	358,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が1,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上2,000平	る場合にあつて		
方メートル未満の	は、26,000円)		
もの			
d 非住宅部分の計	510,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が2,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上5,000平	る場合にあつて		
方メートル未満の	は、78,000円)		
もの			
e 非住宅部分の計	629,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が5,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上10,000平	る場合にあつて		
方メートル未満の	は、124,000		
もの	円)		
f 非住宅部分の計	731,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が10,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上25,000平	る場合にあつて		
方メートル未満の	は、154,000		
もの	円)		
g 非住宅部分の計	834,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が25,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上のもの	る場合にあつて		
	は、192,000		
	円)		
(4) 当該建築物の非住	[削る]	(4) 変更認定戸数が6	(1)のイの(4)に定
宅部分について誘導		戸以上10戸以下のも	める額の2分の
モデル建物法基準を		の	1の額
用いて評価を行う場			
合			
a 非住宅部分の計	86,000円(変更	[新設]	[新設]

	画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)		
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)	[新設]	[新設]
c	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)	[新設]	[新設]
d	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円)	[新設]	[新設]
e	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円)	[新設]	[新設]
f	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	355,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円)	[新設]	[新設]
g	非住宅部分の計画の変更に係る部	416,000円 (変更後の計画に係	[新設]	[新設]

分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、192,000円)
(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）
c 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、45,000円）
d 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル	269,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出があ

(ウ) 認定戸数が11戸以上25戸以下のもの	(1)のイのウ)に定める額の2分の1の額
a 計画の変更に係る共用部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る共用部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「変更に係る共用部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	107,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）
b 変更に係る共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	174,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、25,900円）
c 変更に係る共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	272,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、77,900円）
d 変更に係る共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000	349,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合に

	<u>ル以上のもの</u>	<u>る場合にあつては、77,000円)</u>	<u>平方メートル未満のもの</u>	<u>あつては、123,000円)</u>
	[削る]	[削る]	<u>(エ) 変更認定戸数が26戸以上50戸以下のもの</u>	<u>(1)のイの(エ)に定める額の2分の1の額</u>
	[削る]	[削る]	<u>(カ) 変更認定戸数が51戸以上100戸以下のもの</u>	<u>(1)のイの(カ)に定める額の2分の1の額</u>
	[削る]	[削る]	<u>(カ) 変更認定戸数が101戸以上200戸以下のもの</u>	<u>(1)のイの(カ)に定める額の2分の1の額</u>
	[削る]	[削る]	<u>(キ) 変更認定戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	<u>(1)のイの(キ)に定める額の2分の1の額</u>
	[削る]	[削る]	<u>(ク) 変更認定戸数が301戸以上のもの</u>	<u>(1)のイの(ク)に定める額の2分の1の額</u>
	[削る]	[削る]	<u>ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物 ((1)のアに規定する住宅を除く。)に係る計画の変更の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</u>	<u>(7)から(エ)までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</u>
			<u>(7) 計画の変更に係る住戸がある場合 (住戸の増加に係る部分を除く。)</u>	
			<u>a 計画の変更に係る住戸数 (以下この号において「変更に係る住戸数」という。)が5戸以下のもの</u>	<u>(1)のウの(7)の a に定める額の2分の1の額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。bからhまでにおいて同じ。)</u>

b	変更に係る住戸数が6戸以上10戸以下のもの	(1)のウの(7)のbに定める額の2分の1の額
c	変更に係る住戸数が11戸以上25戸以下のもの	(1)のウの(7)のcに定める額の2分の1の額
d	変更に係る住戸数が26戸以上50戸以下のもの	(1)のウの(7)のdに定める額の2分の1の額
e	変更に係る住戸数が51戸以上100戸以下のもの	(1)のウの(7)のeに定める額の2分の1の額
f	変更に係る住戸数が101戸以上200戸以下のもの	(1)のウの(7)のfに定める額の2分の1の額
g	変更に係る住戸数が201戸以上300戸以下のもの	(1)のウの(7)のgに定める額の2分の1の額
h	変更に係る住戸数が301戸以上のもの	(1)のウの(7)のhに定める額の2分の1の額
(4)	計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分に限る。）	
a	計画の変更により増加する住戸数が5戸以下のもの	67,900円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
b	計画の変更により増加する住戸数が6戸以上10戸以下のもの	94,100円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）
c	計画の変更により増加する住戸数が11戸以上25戸以下のもの	132,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、



	25,900円)
d 計画の変更により増加する住戸数が26戸以上50戸以下のもの	190,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、43,500円）
e 計画の変更により増加する住戸数が51戸以上100戸以下のもの	272,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円）
f 計画の変更により増加する住戸数が101戸以上200戸以下のもの	363,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、121,000円）
g 計画の変更により増加する住戸数が201戸以上300戸以下のもの	476,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円）
h 計画の変更により増加する住戸数が301戸以上のもの	559,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、163,000円）
(ウ) 計画の変更に係る共用部分がある場合（省令第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）	
a 計画の変更に係る共用部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の	107,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、

面積と当該計画の 変更に係る共用部 分のうち床面積の 増加に係る部分の 床面積との合計 (以下この号にお いて「変更に係る 共用部分の床面積 の合計」とい う。)が300平方 メートル未満のも の	9,200円)
b 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が300平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の もの	174,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 25,900円)
c 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル未満 のもの	272,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 77,900円)
d 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が5,000平方メ ートル以上10,000 平方メートル未満 のもの	349,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 123,000円)
e 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が10,000平方メ ートル以上25,000 平方メートル未満 のもの	410,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 153,000円)
f 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が25,000平方メ ートル以上のもの	478,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 191,000円)

(エ) 計画の変更に係る 非住宅部分がある場 合	
a 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
b 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）
c 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	372,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）
d 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	530,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円）
e 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	650,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合に



					25,900円)
				(エ) 変更に係る部分の 床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	530,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 77,900円)
				(カ) 変更に係る部分の 床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	650,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 123,000円)
				(カ) 変更に係る部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	754,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 153,000円)
				(キ) 変更に係る部分の 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの	861,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 191,000円)
	(3) [略]	[略]	(3) [略]	[略]	[略]
64の5 建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律関係 手数料	(1)~(6) [略]	[略]	64の5 建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律関係 手数料	(1) 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律 (以下この項において 「法」という。) 第12条 第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 確保計画 (以下この号か ら第6号までにおいて 「計画」という。) の建 築物エネルギー消費性能 適合性判定 (以下この号 から第4号まで及び第6 号において「適合性判 定」という。) (以下こ の号において「計画の適 合性判定」という。) を	

			受けようとする者	
			ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	
			(7)～(7) [略]	[略]
			イ [略]	[略]
			(2)～(6) [略]	[略]
(7) [略]			(7) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第9号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第9号において「計画の認定」という。）を受けようとする者	
			ア 申請建築物（法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合	
			(7) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。）	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の
			、共同住宅等	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の

	<p>額、共同住宅等 又は複合建築物 (住宅部分(法 第11条第1項に 規定する住宅部 分をいう。以下 この項において 同じ。))に限っ て計画の認定を 受けようとする 場合に限る。) にあつてはcに 規定する手数料 の額、複合建築 物(非住宅部分 に限って計画の 認定を受けよう とする場合及び 住宅部分)に限 って計画の認定 を受けようとし る場合を除く。 )にあつてはa 又はb及びcに 規定する区分に 応じ、それぞれ 当該手数料を合 算した額 [略]</p> <p>a・b [略]</p> <p>c 当該建築物の住 宅部分 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____につい て評価を行う場合</p>		<p>(共同住宅、長屋そ 他の一戸建ての住 宅以外の住宅で非住 宅部分(法第11条第 1項に規定する非住 宅部分をいう。以下 この号、次号及び第 10号において同 じ。)を有しないも のをいう。以下この 号、次号及び第10号 において同じ。)又 は複合建築物(省令 第1条第1項第1号 に規定する複合建築 物をいう。以下この 号、次号及び第10号 において同じ。)で ある場合</p> <p>額、共同住宅等 又は複合建築物 (住戸の部分 _____ _____ _____ _____ _____に限っ て計画の認定を 受けようとする 場合に限る。) にあつてはcに 規定する手数料 の額、複合建築 物(非住宅部分 に限って計画の 認定を受けよう とする場合及び 住戸の部分)に限 って計画の認定 を受けようとし る場合を除く。 )にあつてはa 又はb及びcに 規定する区分に 応じ、それぞれ 当該手数料を合 算した額 [略]</p> <p>a・b [略]</p> <p>c 当該建築物の住 宅部分(法第11条 第1項に規定する 住宅部分をいう。 )(住戸の部分 に限って計画の 認定を受けよう とする場合にあつ ては、住戸の部分。 以下この号、次号 及び第10号におい て同じ。)につい て評価を行う場合</p>
--	---	--	---

	(a)～(d) [略]	[略]	(a)～(d) [略]	[略]
	(イ) [略]		(イ) [略]	
	イ [略]	[略]	イ [略]	[略]
	(8) [略]		(8) 法第36条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号及び次号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者	
	ア [略]	[略]	ア 計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。）	当該変更する建築物一棟ごとに、(7)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
	(7) [略]	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（ <u>住宅部分</u> に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはcに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び <u>住宅部分</u>	(7) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（ <u>住戸の部分</u> に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはcに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び <u>住戸の部</u>



	<p>a ~ c [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(9)・(10) [略]</p>	<p>__に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあつてはa又はb及びcに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>		<p>a ~ c [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(9)・(10) [略]</p>	<p>分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあつてはa又はb及びcに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
65~67	[略]		65~67	[略]	

変更契約の締結について

議案その三

番号	工 事 名	位 置	工事の概要 上段（ ）は変更前	工 期
第142号 P12	一般県道 斐川上島線 (武部2工区) 総合交付金(改築) (仮称) 武部トンネル工事	出雲市斐川町三絡～ 斐川町阿宮地内	トンネル名称 (仮称) 武部トンネル 工事延長 L=893.5m (うちトンネル延長 L=879m) 幅員 W=8.5m (0.75+0.50+3.00 ×2+0.50+0.75) 内空断面積 A=47.355m <sup>2</sup> 掘削工法 NATM(発破掘削)	R5.11.14
変 更 の 概 要			変 更 理 由	
契約・工期		契約の相手方等		主な理由
・ 契約額の変更 2,285,800,000円 ↓ 3,087,968,400円 (802,168,400円増額) ・ 工期の変更 令和3年3月18日～ 令和5年5月18日 ↓ 令和3年3月18日～ 令和5年11月14日 (180日間延長)		フクダ・中筋組・平井建設特別共同 企業体 代表者 出雲市斐川町沖洲1080番地 株式会社フクダ 代表取締役 福田 弘道 構成員 出雲市姫原町262番地 株式会社中筋組 代表取締役 中筋 豊通 構成員 安来市安来町763番地3 平井建設株式会社 代表取締役 平井 徹 (R4.10.17仮契約)		
【地山分類の変更による増額】 ・ 当初計画では、地表面からの探査およびボーリング調査から、地質を推定し掘削工法を決定していた。掘削を行った結果、推定と異なる区間が見られたため、推定よりも脆弱な区間について掘削時の支保工を強化し、実際の岩盤状況に応じた掘削工法が必要となった。 【異常出水に伴う濁水処理機の増設による増額】 ・ 掘削中に2度、当初想定していなかった異常出水が発生し、当初に設置していた濁水処理機(20m <sup>3</sup> /h)では坑内湧水の量に対して処理機能が追いつかず、処理水を流している河川に環境基準値を超える濁水が無処理のまま流入する恐れが生じたことから、濁水処理機の増設が必要となった。 【工事工程の見直しに伴う仮設備運転保守期間延長による増額】 ・ 地山分類の変更、異常出水に伴いトンネル掘削日数が増えたとしたため、仮設備運転日数の変更が必要となった。 【週休2日工事の実施による補正】 ・ 本工事は「島根県週休2日工事試行要領」に基づく対象工事であり、受注者の希望により4週7休を実施するため、諸経費を補正し増額した。				

## 令和4年度土木部 11 月補正予算案(初日提案分)について

### 1. 補正の概要

- (1) コロナ禍における原油価格・物価高騰対策に伴う補正
- (2) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為補正及び繰越明許費の設定

### 2. 歳出補正額 (一般会計) 13 百万円

### 3. 補正内容

#### (1) 歳出事業 13 百万円

##### 【補正項目】

- ・ 県立都市公園管理運営費 13 百万円  
光熱費上昇を踏まえ指定管理料を変更

#### (2) 債務負担行為補正 3,312 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く うち追加分 1,953 百万円 (うち平準化分 980 百万円) 変更分 1,359 百万円 (うち平準化分 1,004 百万円)

- ・ 道路や河川事業等における事業進捗や計画変更に伴う追加及び変更
- ・ 年間を通じての工事施工時期の平準化を図るための追加及び変更

#### (3) 繰越明許費 30,418 百万円

- ・ 設計変更などにより年度内に完了しない見込みであることが既に明らかな事業に係る繰越明許費の設定

#### (4) 流域下水道事業会計

- ・ 債務負担行為補正 154 百万円  
追加分 154 百万円  
流域下水道事業における事業進捗や計画変更に伴う追加

# 令和4年度11月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

## 1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
土木総務課	2,553,410	0	2,553,410	100.0%
技術管理課	510,712	0	510,712	100.0%
用地対策課	4,060,189	0	4,060,189	100.0%
道路維持課	13,653,832	0	13,653,832	100.0%
道路建設課	15,236,714	0	15,236,714	100.0%
高速道路推進課	5,318,436	0	5,318,436	100.0%
河川課	12,668,058	0	12,668,058	100.0%
斐伊川神戸川対策課	640,696	0	640,696	100.0%
港湾空港課	6,906,014	0	6,906,014	100.0%
砂防課 ※	11,574,822	0	11,574,822	100.0%
都市計画課	3,423,662	12,696	3,436,358	100.4%
下水道推進課	737,796	0	737,796	100.0%
建築住宅課	1,106,897	0	1,106,897	100.0%
一般会計合計	78,391,238	12,696	78,403,934	100.0%

※砂防課予算額：災害復旧費を含む

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
0	0	0	0	0	12,696	12,696

## 2. 特別会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,428,136	0	1,428,136	100.0%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,239,303	0	3,239,303	100.0%
特別会計合計	4,667,439	0	4,667,439	100.0%

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
0	0	0	0	0	0	0

# 令和4年度11月補正予算案 債務負担行為補正

(流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 3,312,295千円 (追加: 1,953,395千円、変更: 1,358,900千円)

うち工事施工時期の平準化のための債務負担行為 1,983,900千円 (追加: 980,000千円、変更: 1,003,900千円)

## 〔一般会計:追加分〕

※網かけがあるものは、工事施工時期の平準化のための債務負担行為

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
地域整備促進事業費	4~5	500,000	維持管理業務委託 500,000千円	県内全域
建設工事事務管理システム更新事業費	4~10	191,707	建設工事事務管理システム 運用保守 191,707千円	—
安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業費	4~5	41,600	現場技術業務 41,600千円	県内全域
安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業費	5	60,000	九景川 橋梁工、護岸工 60,000千円	出雲市
県単河川災害関連事業費	4~5	20,000	八戸川 現場技術業務 20,000千円	江津市
公共事業調査設計費	4~5	30,000	再評価委員会資料作成 30,000千円	—
県単河川リフレッシュ事業費	4~5	13,000	神戸川 維持一括業務 2,000千円	雲南市
			ほか2件	
県単海岸維持修繕費	4~5	11,000	琴ヶ浜海岸外 堆積砂押土 11,000千円	大田市
県単河川総合開発事業費	4~5	100,000	波積ダム 周辺環境整備 100,000千円	江津市
県単港湾事業費	4~5	93,000	江津港 郷田・渡津工区 浚渫 50,000千円	江津市
			ほか2件	
県単空港事業費	4~5	125,000	出雲空港 ロータリー除雪車 70,000千円	—
			ほか2件	
県単空港事業費	4~6	300,000	石見空港 化学消防車 300,000千円	—
港湾管理事業費	4~7	194,088	浜田港 保安警備業務	浜田市
志津見ダム・尾原ダム事業促進事業費	4~5	10,000	尾原ダム湖 ポート競技施設管理業務 10,000千円	雲南市
特定土砂災害対策推進事業費	4~5	70,000	現場技術業務 70,000千円	県内全域
土砂災害情報通報事業費	4~5	30,000	土砂災害予警報システム 保守点検 30,000千円	—
県単地すべり対策事業費	5	6,000	三谷地区 地質調査業務等 6,000千円	松江市
県単砂防ダムリフレッシュ事業費	4~5	64,000	飯石川外 掘削工 64,000千円	雲南市
県単砂防ダムリフレッシュ事業費	5	25,000	金山川 掘削工 15,000千円	出雲市
			ほか1件	
県単砂防修繕費	4~5	19,000	横道川 根固ブロック設置工 7,000千円	津和野町
			ほか6件	

〔一般会計:変更分〕

※括弧書きは、変更前の限度額

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・変更内容	位 置
社会資本整備総合交付金事業費	4~5	3,459,000 (2,975,000)	(主)斐川一畑大社線 地合工区 道路改良工 0千円 → 30,000千円	出雲市
			和木波子海岸 消波ブロック設置 0千円→84,000千円	浜田市
			益田港外 現場技術業務 0千円→90,000千円	県内全域
			志戸川外 現場技術業務 0千円→70,000千円	県内全域
			飯島線 電線共同溝工事 0千円→90,000千円	安来市
			ほか1件	
社会資本整備総合交付金事業費	5	7,974,816 (7,778,816)	国道191号 山科トンネル トンネル照明LED化 0千円→40,000千円	益田市
			久手港 久手工区 防砂堤 0千円→66,000千円	大田市
			浜山公園 駐車場整備工事 0千円→50,000千円	出雲市
			ほか1件	
国庫国道道路改良事業費	4~5	370,000 (150,000)	国道432号 大庭3工区 測量調査設計 0千円→30,000千円	松江市
			ほか2件	
国庫国道道路改良事業費	5	1,040,000 (940,000)	(一)川平停車場線 後地工区 護岸工 0千円→70,000千円	江津市
			ほか1件	
ダムメンテナンス事業費	5	160,000 (155,000)	八戸ダム 予備発電機更新 15,000千円→20,000千円(5,000千円)	江津市
県単河川維持修繕費	4~5	243,900 (85,000)	河川管理施設長寿命化対策 0千円→67,900千円	県内全域
			ほか10件	
ダム管理事業費	4~5	382,300 (261,300)	布部ダム 警報局更新 0千円→121,000千円	安来市
特定土砂災害対策推進事業費	5	340,000 (290,000)	山崎川 仮設工 0千円→20,000千円	出雲市
			ほか1件	
県単急傾斜地崩壊対策事業費(現年災)	4~5	60,000 (36,000)	釜浦地区 法砕工 36,000千円→60,000千円(+24,000千円)	出雲市

〔臨港地域整備特別会計:追加分〕

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
港湾建設費	5	50,000	西郷港 小田地区 基礎捨石 50,000千円	隠岐の島町



## 令和4年度11月補正予算案（初日提案分） 流域下水道事業会計

### 1. 主な補正内容

流域下水道事業における事業進捗や計画変更に伴う債務負担行為の追加

### 2. 債務負担行為補正

債務負担行為の設定 154,000千円（追加 154,000千円）

事 項（事業）	期間 (年度)	限度額 (千円)	備考
西部浄化センター汚泥貯留ホッパ更新工事	R5	130,000 ( 0 )	追加
西部浄化センター汚泥貯留ホッパ棟新設工事	R5	24,000 ( 0 )	追加
計		2,250,000 ( 2,096,000 )	

※括弧書きは、変更前の限度額



## 令和4年度土木部 11月補正予算案（中日提案分）について

### 1. 補正の概要

- (1) 国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正
- (2) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為補正及び繰越明許費の設定

### 2. 補正額（一般会計） 11,977 百万円

### 3. 補正内容

#### (1) 歳出事業 11,977 百万円

##### 【主な補正項目】

- ① 補助公共事業費 11,118 百万円
- ② 維持修繕費 859 百万円
  - ・ 防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正

#### (2) 債務負担行為補正 18 百万円

変更分 18 百万円

- ・ 国の経済対策に伴い補正することとした社会資本整備総合交付金事業費に係る変更

#### (3) 繰越明許費 11,977 百万円

- ・ 国の経済対策に伴い補正することとした事業に係る繰越明許費の設定

**令和4年度11月補正予算案**  
**土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分		予算区分	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)	
公共 (改良系)	補助公共	道 路	17,310	4,585	21,895	126%	
		河川・ダム	4,602	4,821	9,423	205%	
		砂 防	1,880	1,415	3,295	175%	
		港湾・空港	3,816	252	4,068	107%	
		街路・公園	2,332	45	2,377	102%	
		下 水 道	1,006		1,006	100%	
		住 宅	871		871	100%	
		文化財調査	11		11	100%	
		災害関連	1,586		1,586	100%	
	補助公共計			33,414	11,118	44,532	133%
	県単公共	道 路		678		678	100%
		河川・ダム		1,720		1,720	100%
		砂 防		491		491	100%
		港湾・空港		1,008		1,008	100%
		街路・公園		201		201	100%
		下 水 道		1,039		1,039	100%
		住 宅		70		70	100%
		地域整備促進等		498		498	100%
		災害関連		1,934		1,934	100%
県単公共計			7,639	0	7,639	100%	
公共計			41,053	11,118	52,171	127%	
維持修繕費	持補 修助 繕維	道 路	2,932	859	3,791	129%	
		補助維持修繕計	2,932	859	3,791	129%	
	県単 維持 修繕	道 路		5,633		5,633	100%
		河川・ダム		1,554		1,554	100%
		砂 防		440		440	100%
		港湾・空港		108		108	100%
		地域整備促進		797		797	100%
	県単維持修繕計			8,532	0	8,532	100%
	維持修繕費計			11,464	859	12,323	107%
	公共+維持修繕費			52,517	11,977	64,494	123%
直轄負担金			7,060		7,060	100%	
災害復旧費			7,481		7,481	100%	
受託事業費			294		294	100%	
総合計			67,352	11,977	79,329	118%	

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。  
2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。  
3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。  
4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。  
5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

# 令和4年度11月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

## 1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額		補正後 (E = A + D)	比較 (E / A)
		初日(通常) (B)	中日(国補正) (C)		
土木総務課	2,553,410	0	0	2,553,410	100.0%
技術管理課	510,712	0	0	510,712	100.0%
用地対策課	4,060,189	0	0	4,060,189	100.0%
道路維持課	13,653,832	0	1,843,331	15,497,163	113.5%
道路建設課	15,236,714	0	3,600,323	18,837,037	123.6%
高速道路推進課	5,318,436	0	0	5,318,436	100.0%
河川課	12,668,058	0	4,820,900	17,488,958	138.1%
斐伊川神戸川対策課	640,696	0	0	640,696	100.0%
港湾空港課	6,906,014	0	252,000	7,158,014	103.6%
砂防課	11,574,822	0	1,415,100	12,989,922	112.2%
都市計画課	3,423,662	12,696	45,000	3,481,358	101.7%
下水道推進課	737,796	0	0	737,796	100.0%
建築住宅課	1,106,897	0	0	1,106,897	100.0%
一般会計合計	78,391,238	12,696	11,976,654	90,380,588	115.3%

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
6,435,434	0	20,525	5,438,000	0	82,695	11,976,654

## 2. 特別会計

課名	補正前の額 【9月補正後】 (A)	補正額		補正後 【11月補正後】 (E = A + D)	比較 (E / A)
		初日(通常) (B)	中日(国補正) (C)		
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,428,136	0	0	1,428,136	100.0%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,239,303	0	0	3,239,303	100.0%
特別会計合計	4,667,439	0	0	4,667,439	100.0%

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
0	0	0	0	0	0	0

# 令和4年度11月補正予算案 債務負担行為補正

(流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 18,000千円 (変更: 18,000千円)

**【一般会計:変更分】**

※括弧書きは、変更前の限度額

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
社会資本整備総合交付金事業費	5	7,992,816 (7,974,816)	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査 0千円 → 18,000千円	県内全域

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額				繰越率	繰越額の理由別内訳													
		9月補正(通常)	11月補正(初日/通常)	11月補正(中日/国補正)	計		補助決定遅延	用地買収遅延(補償処理困難)	資材入手困難	関連事業遅延	計画変更設計変更									
補助公共	道路	21,894,548	213	11,270,100	98	4,585,011	311	15,855,111	72.4%	98	4,585,011	28	1,544,300	4	309,800	1	7,300	180	9,408,700	
	河川・ダム	9,422,723		24	3,447,722	42	4,820,900	66	8,268,622	87.8%	42	4,820,900	2	140,200	2	40,200	4	149,400	16	3,117,922
	砂防	3,295,305		82	1,413,900	42	1,415,100	124	2,829,000	85.8%	42	1,415,100	31	463,400					51	950,500
	港湾・空港	3,495,517		27	2,062,400	2	252,000	29	2,314,400	66.2%	2	252,000			2	544,200			25	1,518,200
	街路・公園	2,376,816		11	1,716,020	1	45,000	12	1,761,020	74.1%	1	45,000			1	60,100			10	1,655,920
	下水道	6,955																		
	住宅	8,000																		
	文化財調査	11,237																		
	災害関連	1,586,400		2	442,000			2	442,000	27.9%									2	442,000
補助公共計	42,097,501		359	20,352,142	185	11,118,011	544	31,470,153	74.8%	185	11,118,011	61	2,147,900	9	954,300	5	156,700	284	17,093,242	
県単公共	道路	678,022		16	580,210			16	580,210	85.6%								16	580,210	
	河川・ダム	1,720,520		22	1,141,690			22	1,141,690	66.4%			3	258,300		1	20,100	18	863,290	
	砂防	491,209		15	429,230			15	429,230	87.4%			5	74,900				10	354,330	
	港湾・空港	922,875	1	90,000	7	179,100		8	269,100	29.2%				2	153,100			6	116,000	
	街路・公園	201,793		10	177,705			10	177,705	88.1%								10	177,705	
	住宅	34,440																		
	地域整備促進等	498,093		2	16,200			2	16,200	3.3%			2	16,200						
	災害関連	1,933,772		34	1,465,382			34	1,465,382	75.8%			8	270,500				26	1,194,882	
県単公共計	6,480,724	1	90,000	106	3,989,517		107	4,079,517	62.9%			18	619,900	2	153,100	1	20,100	86	3,286,417	
維持修繕	道路	9,422,622		113	1,414,500	81	858,643	194	2,273,143	24.1%	81	858,643		22	161,200	1	32,100	90	1,221,200	
	河川	1,554,073		44	588,827			44	588,827	37.9%						1	8,600	43	580,227	
	砂防	440,221		32	263,321			32	263,321	59.9%								32	263,321	
	港湾・空港	108,201		1	8,000			1	8,000	7.4%								1	8,000	
	地域整備促進	797,152		3	52,630			3	52,630	6.6%			2	16,230				1	36,400	
	維持修繕計	12,322,269		193	2,327,278	81	858,643	274	3,185,921	25.9%	81	858,643	2	16,230	22	161,200	2	40,700	167	2,109,148
直轄事業負担金	7,060,001																			
災害復旧	7,481,015		267	3,544,099			267	3,544,099	47.4%			3	36,792	2	30,450			262	3,476,857	
受託	道路	64,700																		
	河川	205,947		6	136,776			6	136,776	66.4%						1	29,925	5	106,851	
	砂防	10,500																		
	街路	13,530		3	12,800			3	12,800	94.6%								3	12,800	
受託事業計	294,677		9	149,576			9	149,576	50.8%						1	29,925	8	119,651		
その他	14,644,401		1	3,000			1	3,000	0.0%					1	3,000					
合計	90,380,588	1	90,000	935	30,365,612	266	11,976,654	1,202	42,432,266	46.9%	266	11,976,654	84	2,820,822	36	1,302,050	9	247,425	807	26,085,315

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額				繰越率	繰越額の理由別内訳												
		9月補正(通常)	11月補正(初日/通常)	11月補正(中日/国補正)	計		補助決定遅延	用地買収遅延(補償処理困難)	資材入手困難	関連事業遅延	計画変更設計変更								
臨港地域整備特別会計	1,428,136		2	52,080			2	52,080	3.6%									2	52,080
県営住宅特別会計	3,239,303																		

## 令和4年度補正予算 国土交通省関係予算の配分について

### 1. 国の配分方針

- ・「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づいて、
  - I. 物価高騰・賃上げへの取組
  - II. 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化
  - III. 「新しい資本主義」の加速
  - IV. 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保

の四つの柱について、所要の経費を計上

- ・また、公共事業の効率的な執行のため、いわゆる「ゼロ国債」を設定
- ・これらの配分に当たっては、地域の実情や地方公共団体の要望等を勘案しつつ、高い緊急性と効果が認められる事業に重点をおく

### 2. 直轄事業の配分状況

#### 1) 道路事業

- ・県全体の配分額 57.88 億円は対前年度補正比 0.88
- ・山陰道の配分額 48.77 億円は対前年度補正比 0.88

(事業費)

箇所名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
改築（山陰道関連）	5,550	25,345	4,877	0.88
出雲・湖陵道路	850	3,290	947	1.11
湖陵・多伎道路	290	1,761	280	0.97
大田・静間道路	890	4,654	815	0.92
静間・仁摩道路	1,030	3,338	624	0.61
福光・浅利道路	900	2,090	811	0.90
三隅・益田道路	1,000	9,844	875	0.88
益田・田万川道路	150	68	125	0.83
益田西道路	440	300	400	0.91
改築（その他）	—	386	60	皆増
出雲バイパス	—	50	60	皆増
三刀屋拡幅	—	336	—	—
交通安全	704	1,128	501	0.71
電線共同溝	350	349	350	1.00
合 計	6,604	27,208	5,788	0.88

- ・公共事業の効率的な執行のため、「ゼロ国債」（当該年度の支出はゼロであるが、年度内に契約発注が可能）が三隅・益田道路に3.00億円設定された。

【ゼロ国債】

(事業費)

箇所名	R3 補正内示 (百万円)	R4 2次補正内示 (百万円)	対前年比 (R4/R3)
出雲・湖陵道路	250	—	—
三隅・益田道路	500	300	0.60
合計	750	300	0.40

2) 河川事業

- ・県全体の配分額66.02億円は対前年度補正比1.13
- ・斐伊川改修は、神戸川沈下対策及び大橋川の築堤など整備促進に53.10億円が配分された。
- ・江の川（下流）改修は、築堤などの整備促進のための4.95億円が配分された。

(事業費)

事業区分	箇所名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
河川改修費	斐伊川	5,252	1,949	<u>5,310</u>	1.01
	江の川 (下流)	249	2,000	<u>495</u>	1.99
	高津川	155	145	160	1.03
	河川改修計	5,656	4,094	5,965	1.05
河川工作物 関連応急対策事業	斐伊川	—	70	145	皆増
	江の川 (下流)	—	20	39	皆増
	高津川	—	—	29	皆増
総合水系環境	斐伊川	200	613	424	2.12
合計		5,856	4,797	<u>6,602</u>	<u>1.13</u>

※斐伊川の事業費は、鳥取県分を含む。

3) 港湾事業

- ・浜田港全体の配分額6.70億円は対前年度補正比1.05
- ・新北防波堤の整備促進を図るため、3.20億円が配分された。
- ・浜田港の老朽化対策として、3.50億円が配分された。

(事業費)

事業区分	箇所名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
港湾改修費	浜田港 福井地区 防波堤(新北)	270	330	<u>320</u>	1.19
	浜田港 福井地区 岸壁改良(老朽化対策)	370	390	<u>350</u>	0.95
合計		640	720	<u>670</u>	<u>1.05</u>

### 3. 補助事業の配分状況

#### (1) 道路局・都市局所管分

##### 1) 一般国道改築事業

- ・境港出雲道路の一部となる松江北道路に1.00億円が配分された。

(事業費)

事業名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
国道431号 松江北道路	290	396	<u>100</u>	0.34

##### 2) 交通安全対策（通学路緊急対策）事業

- ・通学路の安全を確保する交通安全対策事業について、8.61億円が配分された。

(事業費)

事業名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
交通安全対策 (通学路緊急対策) 事業	—	2,083	<u>861</u>	皆増

##### 3) 無電柱化推進計画事業

- ・道路の防災性能の向上、通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観形成等を目的とした無電柱化推進計画事業について、2.50億円が配分された。

(事業費)

事業名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
島根県無電柱化推進計画事業	100	640	<u>250</u>	2.50

##### 4) 道路メンテナンス事業

- ・道路施設の老朽化対策として実施する橋梁等の修繕について、5.19億円が配分された。

(事業費)

事業名	R3 補正 内示③ (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
橋梁長寿命化修繕計画	171	1,880	373	2.18
トンネル長寿命化修繕計画	42	22	100	2.38
道路附属物等長寿命化修繕計画	293	248	46	0.16
合計	506	2,150	<u>519</u>	1.03



## 5) 土砂災害対策道路事業

- ・道路の土砂災害対策（落石対策）について、0.50億円が配分された。

(事業費)

事業名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
土砂災害対策道路事業	258	517	<u>50</u>	0.19

## (2) 水管理・国土保全局所管分

### 1) ダム事業

- ・補助事業として実施している矢原川ダムについて、3.50億円が配分された。

(事業費)

事業名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
波積ダム建設事業	—	1,511	—	—
矢原川ダム建設事業	160	760	<u>350</u>	2.20
合計	160	2,271	350	2.20

### 2) 大規模特定河川事業

- ・頻発・激甚化する災害への対応として、これまで以上に計画的・集中的な事前防災対策を実施するため、赤川、塩冶赤川他3河川に対し、10.86億円が配分された。

(事業費)

河川名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
塩冶赤川	74	—	—	—
湯谷川	10	340	110	11.00
赤川、塩冶赤川	—	630	650	皆増
中川	26	100	276	10.62
玉川	—	220	50	皆増
合計	110	1,290	<u>1,086</u>	9.87

### 3) 砂防事業（特定土砂災害対策推進事業）

- ・頻発・激甚化する土砂災害への対応として、計画的・集中的に事前防災対策を推進するため、大規模特定砂防等事業などに3.75億円が配分された。

(事業費)

事業名	R3 補正内示 ① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
大規模特定砂防等事業	10	80	10	1.00
事業間連携砂防等事業	135	893	365	2.70
合計	145	973	<u>375</u>	2.59

#### 4) 河川メンテナンス事業等

- ・老朽化したダム管理用制御処理設備の更新を推進するため、ダムメンテナンス事業に0.86億円が配分された。
- ・長寿命化計画の策定および急傾斜地崩壊対策施設の老朽化対策を推進するため、砂防メンテナンス事業に2.40億円が配分された。
- ・長寿命化計画を策定するため、海岸メンテナンス事業に0.50億円が配分された。

(事業費)

事業名	R3 補正内示 ① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
河川メンテナンス事業	—	40	—	—
ダムメンテナンス事業	—	170	86	皆増
砂防メンテナンス事業	—	10	240	皆増
海岸メンテナンス事業	—	—	50	皆増
合計	—	220	376	皆増

#### (3) 港湾局・航空局所管分

##### 1) 港湾事業

(事業費)

事業名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
浜田港港湾整備(重要)事業	20	730	—	—
河下港改修(地方)事業	—	500	—	—
合計	20	1,230	—	—

##### 【ゼロ国債】

(事業費)

事業名	R3 補正内示 (百万円)	R4 2次補正内示 (百万円)	対前年比 (R4/R3)
河下港改修(地方)事業	250	—	—

##### 2) 港湾及び海岸メンテナンス事業

- ・海岸長寿命化計画に基づき老朽化対策を実施するため、0.40億円が配分された。

(事業費)

事業名	R3 補正内示 ① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
港湾メンテナンス事業	—	65	—	—
海岸メンテナンス事業	—	155	40	皆増
合計	—	220	40	皆増

### 3) 空港事業

(事業費)

事業名	R3 補正内示 ① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
空港整備事業	—	1,263	—	—

### 4. 社会資本総合整備事業の配分状況

・社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の合計額 51.00 億円は対前年度補正比 0.84

(国費)

事業名	R3 補正 内示① (百万円)	R4 当初 内示② (百万円)	R4 2次補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
社会資本整備総合交付金【加速化分】	678	—	632	0.93
道路事業	678	—	632	0.93
社会資本整備総合交付金【通常分】	84	7,079	—	—
道路事業	84	4,588	—	—
都市計画事業	—	68	—	—
下水道事業	—	1,868	—	—
建築事業	—	555	—	—
防災・安全交付金【加速化分】	4,682	—	4,468	0.96
道路事業	1,811	—	1,910	1.05
河川事業	1,744	—	1,511	0.87
砂防事業	636	—	553	0.87
港湾事業	178	—	277	1.56
都市計画事業	35	—	23	0.66
下水道事業	278	—	194	0.70
防災・安全交付金【通常分】	635	10,958	—	—
道路事業	635	7,890	—	—
河川事業	—	345	—	—
砂防事業	—	598	—	—
港湾事業	—	207	—	—
都市計画事業	—	499	—	—
下水道事業	—	1,109	—	—
建築事業	—	309	—	—
合 計	6,079	18,037	5,100	0.84
道路事業	3,209	12,478	2,542	0.79
河川事業	1,744	345	1,511	0.87
砂防事業	636	598	553	0.87
港湾事業	178	207	277	1.56
都市計画事業	35	566	23	0.66
下水道事業	278	2,978	194	0.70
建築事業	—	865	—	—

※上記には市町村分も含んでいる。

※四捨五入の関係で表中の計数が一致しないところがある。

## 島根県汚水処理事業広域化・共同化計画（素案）について

### 1. 策定経過

- ・～令和3年度まで 令和元年度から計4回にわたり市町村等と検討会を実施
- ・令和4年6月13日 5月議会建設環境委員会において進捗を報告
- ・ 8月 3日 第5回検討会において市町村等と素案について意見交換  
～10日
- ・ 10月18日 汚水処理施設整備推進本部会議において素案の審議
- ・ 10月21日 市町村長への意見照会を実施（意見なし）  
～11月11日

### 2. 目的

- ・下水道をはじめとする汚水処理事業について、人口減少に伴う使用料収入の減少や職員数の減少による執行体制の脆弱化、既存ストックの大量更新期の到来などの事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進するために策定するもの。

### 3. 概要

- ・汚水処理施設の統合などハード、ソフトの各種取組を選定し、それぞれ、短期（5年）、中期（10年）、長期（20～30年）を区切りとしたロードマップとして整理した。

広域化・共同化メニュー		取組数
ハード	汚水処理施設の統合（処理区の統合）	14
	汚泥処理の共同化（下水汚泥の共同処理）	6
ソフト	人材育成の共同化（合同会議・合同勉強会の開催）	1
	各種計画業務の共同化（各種計画業務の共同発注）	1
	維持管理の共同化（維持管理システムを共同で導入）	1
	台帳システム整備・保守の共同化（マップ on しまねの共同利用等）	2
	緊急時・災害時対応の共同化（災害時支援、資機材の共同管理）	1
取組数（合計26）		

### 4. 今後のスケジュール（予定）

- ・令和4年12月 バブリックコメントの実施
- ・令和5年 3月 県議会で計画説明  
公表

# 島根県汚水処理事業広域化・共同化計画（素案）【概要】

## 1 広域化・共同化計画策定の目的

本計画は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進するために策定するものである。

なお、本計画は、「島根県生活排水処理ビジョン第5次構想」（平成31年1月）を構成する「構想推進に向けての施策」の一部として位置づけられている。

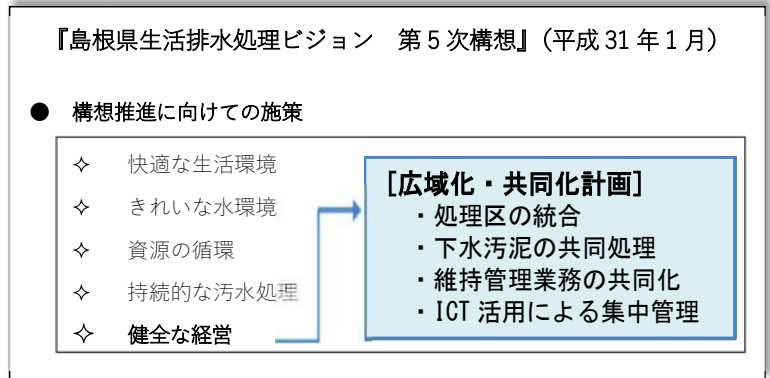


図1 広域化・共同化計画の位置づけ

## 2 島根県の現状と課題

汚水処理事業における課題について市町村にアンケートを行った結果、ヒト、モノ、カネの観点から以下のとおり課題を整理できる。

### (1) ヒト

人材不足が共通の課題であり、多くの市町村で、技術伝承や専門職員の確保が困難と考えている。

### (2) モノ

処理場については「老朽化施設の改築・更新費用」及び「維持管理コスト」、管渠については「老朽化施設の点検・調査」を課題として挙げる市町村が多かった。

### (3) カネ

モノに関する課題と同じく「老朽化施設の改築・更新費用」が最も多く課題に挙げられた。

これらの複合的な課題に対し、広域化・共同化の推進により解決を図っていくため、検討会での情報共有、意見交換を行いながら市町村の意向を確認した上で、表1に示す取組メニューを選定した。

表1 汚水処理事業の課題と解決に向けたメニュー

アンケートで回答数が多かった課題	
ヒトに関する課題	人材が不足している
	技術伝承が不足している
	専門職員の確保が出来ない
モノに関する課題	老朽化施設(処理場)の改築・更新費用
	維持管理コストが高い
	老朽化施設(管渠)の点検・調査が不十分
	汚泥処理費用が高い
カネに関する課題	老朽化施設の改築・更新に多大な費用



解決に向けた取組メニュー	
ハードメニュー	汚水処理施設の統合
	汚泥処理の共同化
ソフトメニュー	人材育成の共同化
	各種計画業務の共同化
	維持管理の共同化
	台帳システム整備・保守の共同化
	緊急時・災害時対応の共同化

## 3 これまでの広域化・共同化の取組

島根県では、計画策定以前にも松江市をはじめとする6市町において、集落排水等19施設を他の処理施設へ編入してきた。

また、雲南広域連合を含む6市町等において、公共下水と集落排水汚泥等の共同処理が行われている。

# 島根県汚水処理事業広域化・共同化計画（素案）【概要】

## 4 策定手順

これまでの取組に加えて、管理の一体化や事務処理の共同化を推進し、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行う必要があることから、県と市町村が連携して広域化・共同化計画の策定に向けた検討を実施した。

平成 30 年度に県と各市町村の担当者による勉強会を行い、令和元年度からは図 2 に示すブロックごとの検討会を計 5 回にわたり行った上で、取組の内容を整理し、「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」として取りまとめた。



図 2 広域化・共同化ブロック割

## 5 広域化・共同化計画の具体的な取組

広域化・共同化を推進するための具体的な取組として、表 2 に示す合計 26 の取組を選定した。

表 2 広域化・共同化取組一覧

広域化・共同化メニュー			No	ブロック										
				松江	出雲	雲南	県央	浜田	益田	隠岐	全県			
ハード	汚水処理施設の統合	自治体を越えた施設の統合	1-1	○										
			1-2	○										
			1-3		○									
			1-4		○									
			1-5					○						
			1-6		○									
			1-7			○								
		1-8			○									
		1-9			○									
		1-10				○								
		1-11					○							
		1-12						○						
		1-13								○				
		1-14									○			
ハード	汚泥処理の共同化	自治体を越えた汚泥処理の共同化	2-1	○										
			2-2		○									
		市町村内における汚泥処理施設の統合	2-3				○							
			2-4				○							
			2-5								○			
			2-6										○	
ソフト	人材育成の共同化	合同会議・合同勉強会	3-1										○	
	各種計画業務の共同化	各種計画業務の共同発注	4-1										○	
	維持管理の共同化	上下水道一体の施設管理システムの共同利用	5-1										○	
	台帳システム整備・保守の共同化	上下水道一体の設備台帳システムの共同利用	6-1											○
		島根県統合型GIS（マップonしまね）の共同利用	6-2											○
	緊急時・災害時対応の共同化	災害時支援、資機材の共同管理	7-1											○
取組数（合計26）				3	4	3	3	2	1	3		7		

# 島根県汚水処理事業広域化・共同化計画（素案）【概要】

広域化・共同化の取組により期待される定量的・定性的効果を表3に整理した。なお、一部の取組については、定量的効果の概算値を試算した。また、汚水処理事業を取り巻くヒト、モノ、カネの状況が改善することにより、地域住民や自然環境等にもたらされる波及的效果についても表4に整理した。

表3 広域化・共同化による定量的・定性的効果

広域化・共同化メニュー			定量的効果	定性的効果
ハード	汚水処理施設の統合	自治体を越えた施設の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設を廃止する自治体</li> <li>・処理場の維持管理費の削減</li> <li>・改築更新費の削減</li> <li>■汚水の受け入れ先の自治体</li> <li>・施設稼働率の向上</li> <li>・負担金収入の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設を廃止する自治体</li> <li>・施設管理に関わる負担軽減</li> </ul>
		市町村内における汚水処理施設の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場の維持管理費の削減</li> <li>・改築更新費の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理に関わる負担軽減</li> </ul>
	汚泥処理の共同化	自治体を越えた汚泥処理の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設を廃止する自治体</li> <li>・汚泥処理設備の維持管理費の削減</li> <li>・改築更新費の削減</li> <li>・汚泥処理処分費の削減</li> <li>■汚泥の受け入れ先の自治体</li> <li>・施設稼働率の向上</li> <li>・汚泥の有効利用率(消化ガス回収等)の向上</li> <li>・負担金収入の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設を廃止する自治体</li> <li>・施設管理に関わる負担軽減</li> </ul>
		市町村内における汚泥処理施設の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥処理設備の維持管理費の削減(し尿処理施設を含む)</li> <li>・改築更新費の削減</li> <li>・汚泥処理処分費の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理に関わる負担軽減(移動脱水車による処理を含む)</li> </ul>
		汚泥資源化施設等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■汚泥の受け入れ元の自治体</li> <li>・汚泥処分費の削減</li> <li>■汚泥の受け入れ先の自治体</li> <li>・汚泥の有効利用率の向上</li> <li>・負担金収入の増加</li> <li>・資源化した製品の販売収入</li> </ul>	—
	ソフト	人材育成の共同化	合同会議・合同勉強会	—
各種計画業務の共同化		各種計画業務の共同発注	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村等とのノウハウ共有により職員の技術水準の向上</li> </ul>
維持管理の共同化		上下水道一体の施設管理システムの共同利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの導入・運用経費の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム調達やシステム管理に従事する職員の負担軽減</li> </ul>
台帳システム整備・保守の共同化		上下水道一体の設備台帳システムの共同利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの導入・運用経費の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム調達やシステム管理に従事する職員の負担軽減</li> </ul>
緊急時・災害時対応の共同化		災害時支援、資機材の共同管理	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理設物調査に対応する職員の負担軽減</li> <li>・支援体制や資機材の確保による災害対応の迅速化</li> <li>・職員の危機対応能力の向上</li> </ul>

表4 広域化・共同化による波及的效果

広域化・共同化メニュー			波及的效果
ハード	汚水処理施設の統合	自治体を越えた施設の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善による公共サービスの向上</li> <li>・公共サービスの持続可能性の確保</li> </ul>
		市町村内における汚水処理施設の統合	
	汚泥処理の共同化	自治体を越えた汚泥処理の共同化	
		市町村内における汚泥処理施設の統合	
		汚泥資源化施設等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善による公共サービスの向上</li> <li>・脱炭素化への貢献</li> </ul>
ソフト	人材育成の共同化	合同会議・合同勉強会	—
	各種計画業務の共同化	各種計画業務の共同発注	—
	維持管理の共同化	上下水道一体の施設管理システムの共同利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善、業務改善による公共サービスの向上</li> </ul>
	台帳システム整備・保守の共同化	上下水道一体の設備台帳システムの共同利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳データのバックアップ確保による災害対応の迅速化</li> </ul>
		島根県統合型GIS(マップonしまね)の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や住民の利便性向上</li> </ul>
緊急時・災害時対応の共同化	災害時支援、資機材の共同管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における下水道使用者への影響の最小化</li> <li>・処理場被災時の環境影響の最小化</li> </ul>	

# 島根県汚水処理事業広域化・共同化計画（素案）【概要】

広域化・共同化の取組におけるロードマップを表5、表6に示す。

表5 広域化・共同化のロードマップ（ハード）

No	広域化・共同化メニュー	ブロック	広域化・共同化に関わる市町村等	連携に関する施設名等	取組時期			
					短期 (R4~R8)	中期 (R9~R13)	長期 (R14~R33)	
1-1	汚水処理施設の統合	ハード	松江	県	流域下水道施設(宍道湖東部浄化センター)	・工事		
1-2				松江	↑農業集落排水処理施設(意東地区)			
1-3			出雲	松江	流域下水道施設(宍道湖東部浄化センター)	・検討着手		
1-4				安来市	↑農業集落排水処理施設(能義地区)外5施設			
1-5			浜田	松江	流域下水道施設(宍道湖西部浄化センター)	・工事		
1-6				松江	↑農業集落排水処理施設(弘長寺地区)外2施設			
1-7			出雲	松江	流域下水道施設(宍道湖西部浄化センター)	・概略検討 ・詳細設計	・工事	・工事
1-8				出雲市	↑農業集落排水処理施設(保知石地区)外12施設			
1-9			雲南	江津市	公共下水道施設(江津西浄化センター)	・検討着手		
1-10				江津市	↑特定環境保全公共下水道施設(波子浄化センター)			
1-11			雲南	出雲市	特定環境保全公共下水道施設(河下浄化センター)	・概略検討 ・詳細設計	・工事	
1-12				出雲市	↑漁業集落排水処理施設(十六島地区) ↑漁業集落排水処理施設(小津地区)			
1-13			雲南	雲南市	公共下水道施設(木次・三刀屋浄化センター)	・工事		
1-14				雲南市	↑農業集落排水処理施設(三代地区)外5施設			
1-15	雲南	雲南市	特定環境保全公共下水道施設(加茂浄化センター)	・工事				
1-16		雲南市	↑農業集落排水処理施設(大竹地区)外2施設					
1-17	雲南	奥出雲町	公共下水道施設(横田浄化センター)	・概略検討 ・詳細設計	・工事			
1-18		奥出雲町	↑農業集落排水処理施設(馬場地区)外3施設					
1-19	雲南	大田市	公共下水道施設(大田浄化センター)	・検討着手				
1-20		大田市	↑農業集落排水処理施設(波根西地区)					
1-21	雲南	浜田市	特定環境保全公共下水道施設(三保三隅浄化センター)	・検討着手				
1-22		浜田市	↑農業集落排水処理施設(岡見地区) ↑漁業集落排水処理施設(須津地区)					
1-23	雲南	津和野町	特定環境保全公共下水道施設(清水管理センター)	・検討着手				
1-24		津和野町	↑農業集落排水処理施設(和田地区)					
1-25	雲南	西ノ島町	特定環境保全公共下水道施設(東部浄化センター)	・検討着手				
1-26		西ノ島町	↑農業集落排水処理施設(美田地区)					
1-27	雲南	隠岐	全集合処理区	・検討着手				
1-28		隠岐	隠岐の島町					
2-1	汚泥処理の共同化	ソフト	松江	県	流域下水道(宍道湖東部浄化センター)	・検討着手	・汚泥の共同処理開始	
2-2				松江	全ての農集・漁集集落排水処理施設及び特環処理施設			
2-3			出雲	出雲市	流域下水道(宍道湖西部浄化センター)	・検討着手		
2-4				出雲市	全集合処理区			
2-5			出雲	美郷町	特定環境保全公共下水道施設(邑智浄化センター)	・詳細設計 ・工事		
2-6				美郷町	農業集落排水処理施設(乙原処理場)外5施設			
2-7	出雲	邑南町	特定環境保全公共下水道施設(石見浄化センター)	・検討着手		・詳細検討		
2-8		邑南町	農業集落排水処理施設(市木処理場)外3施設					
2-9	出雲	西ノ島町	特定環境保全公共下水道施設(東部浄化センター)	・検討着手				
2-10		西ノ島町	し尿処理場(びわ苑)					
2-11	出雲	全県	県	全ての処理場	・汚泥資源化施設(コンポスト化、燃料化)の設置に向けた検討着手 ※PPP/PEIの導入検討を含む			
2-12		全県	全市町村					

表6 広域化・共同化のロードマップ（ソフト）

No	広域化・共同化メニュー	ブロック	広域化・共同化に関わる市町村等	取組時期		
				短期 (R4~R8)	中期 (R9~R13)	長期 (R14~R33)
3-1	人材育成の共同化	合同会議・合同勉強会	全県	県	・主管課長会議 ・下水道技術検討委員会 ・下水道事業担当者検討会 ・災害対応に係る勉強会 ・企業会計移行後に係る勉強会	
4-1			各種計画業務の共同化	各種計画業務の共同発注		全県
5-1	維持管理の共同化	上下水道一体の施設管理システムの共同利用	全県	県	・施設管理システムの共同開発 ※DX(デジタルトランスフォーメーション)	
6-1			台帳システム整備・保守の共同化	上下水道一体の設備台帳システムの共同利用		全県
6-2	台帳システム整備・保守の共同化	島根県統合型GIS(マップonしまね)の共同利用		全県	県	・マップonしまねと連携した管路施設情報の公開
7-1			緊急時・災害時対応の共同化	災害時支援	全県	
7-1	資機材の共同管理	全県			県	・保有資機材リストの作成、情報共有

## 6 進捗管理

各種取組の具体的な検討結果や実施状況をふまえ、5年を目途に計画の見直しを行う。



## 都市計画道路松江熊野線（新大橋・鍛冶橋）の状況について

### 1. 事業概要

- ・新大橋・鍛冶橋の耐震化や歩行者・自転車通行空間の確保のため、2橋の架け替えを含む都市計画道路の整備を平成28年度に事業化（事業区間 L=454m）
- ・新大橋は下流側に迂回路橋（仮橋）を設置した上で、また、鍛冶橋は交通を切り替えながら、通行止めにはせずに架替工事を実施

### 2. 事業の進捗状況

- ・新大橋工区は、平成30年度から用地交渉を開始し、令和4年11月末で約6割が契約済
- ・鍛冶橋工区は、令和4年度から現地工事に着手

### 3. 今後の予定

#### (1) 新大橋工区

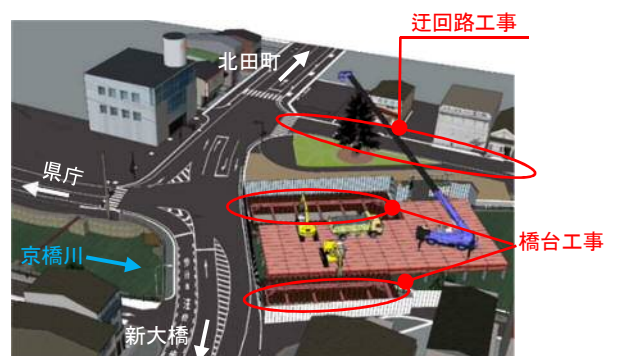
- ・工事着手に向け、引き続き用地交渉を進め、早期の用地取得等の完了を目指す。  
なお、事業の円滑な進捗を図る観点から、並行して土地収用法に基づく事業認定の手続きを進める。
- ・完成予定年度：令和16年度（今後の用地取得や工事に要する期間を考慮）



新大橋 架替工事期間中に、現在の橋、迂回路橋、工所用仮橋が架ったイメージ

#### (2) 鍛冶橋工区

- ・今年度、周辺の市道の迂回路工事に着手
- ・完成後、現在の鍛冶橋の下流側の橋台工事に着手（令和4年度末に契約予定）
- ・完成予定年度：令和10年度



鍛冶橋 橋台工事のイメージ

# 2橋の架け替えを含む都市計画道路の整備を進めています

新大橋

鍛冶橋

緊急輸送道路としての  
耐震基準を満たす橋に架け替えます

昭和9年  
新大橋建設

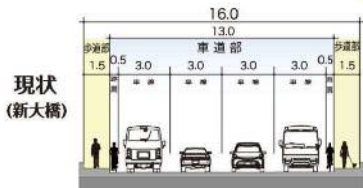
昭和7年  
鍛冶橋建設

建設後  
耐震基準が見直される

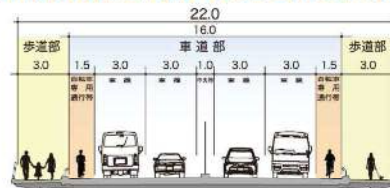


※緊急輸送道路:災害などの緊急時に物資輸送等を担う道路

「安全な歩行空間」を確保した橋へと生まれ変わります



整備後  
(新大橋)



完成イメージ(新大橋)



(都)松江熊野線 (事業区間 L=454m)



かじばし  
鍛冶橋工区 L=110m  
【橋長】 24m 【有効幅員】 28.5m  
【上部構造形式】鋼・コンクリート合成床版橋  
【下部構造形式】逆T式橋台  
【基礎構造形式】鋼管杭φ800

新大橋工区 L=344m

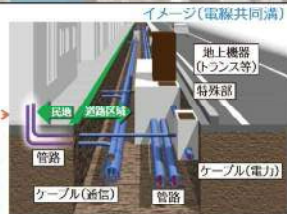
新大橋  
【橋長】 146m 【有効幅員】 22m  
【上部構造形式】鋼5径間連続合成箱桁橋  
【下部構造形式】橋台逆T式橋台  
橋脚:壁式橋脚(小判型)  
【基礎構造形式】橋台:鋼管杭φ1000  
橋脚:鋼管矢板井筒φ1000

関連事業

国道431号  
母衣町～南田町工区  
L=200m

「無電柱化」を行います

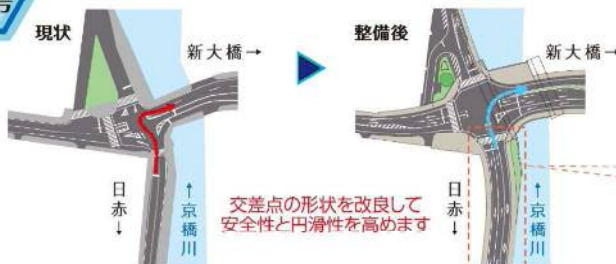
- 電柱・電線をなくして
- 良好な景観を形成します
- 災害時の安全性向上を図ります



※出典:国土交通省「IP 電線共同溝イメージ図をもとに作成」  
([https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chiyuka/chi\\_14.html](https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chiyuka/chi_14.html))

国道  
431号

「曲がりにくい交差点」を改良します



「歩道」と「右折レーン」を設置します



## 波積ダム建設事業の状況について

### 1. 現在の施工状況について

- (1) 本体建設工事
  - ・令和4年9月2日に本体コンクリート打設が完了
  - ・引き続き、基礎処理工、天端橋梁、係船設備等を施工中
- (2) ダム管理設備工事
  - ・取水放流設備、管理所建築工事、通信警報観測設備(ダムコン、多重無線、電気設備等)を施工中
- (3) 関連施設工事
  - ・下流河川取付護岸、用水路橋、給水設備を施工中



【波積ダム（下流より）】R4.10 現在



【波積ダム（上流より）】R4.10 現在

### 2. 要因

- ・新たに発見された断層等に対する地山補強対策に時間を要したことや、これに起因するコンクリート打設スケジュールの見直しなどにより、工程に遅れが発生
- ・このため、本体建設工事は概ね今年度内に完了するが、事業完了のために必要な試験湛水が次年度になる見込み。

### 3. 今後の予定等

- (1) 工事
  - ・試験湛水開始まで：下流河川取付護岸、仮排水路閉塞
  - ・試験湛水開始後：流木止・水質観測設備、水質保全設備
- (2) 試験湛水（令和5年10月頃開始予定）
  - ・試験湛水は、ダムの堤体、基礎地盤及び貯水池周辺地山の安全性を確認するとともに、取水放流設備、管理設備等の機能確認及び管理のための資料収集を目的として実施
  - ・貯水位を以下のように変化させて試験を行う。  
河床 (EL. 44.5) → 洪水時最高水位 (EL. 88.7) → 常時満水位 (EL. 72.7)
- (3) 事業完了時期等
  - ・試験湛水が完了する令和5年度末に完了見込み（現時点の予定）

※ 試験湛水の終了時期については、降雨状況等により変動する場合がある。

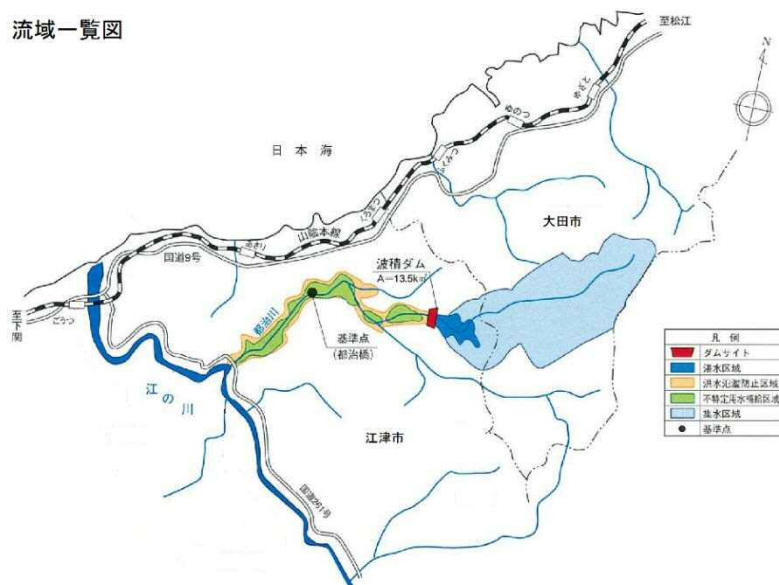
## (参考)

### ○波積ダム建設事業の概要

#### (1) 計画概要

- ①目的：昭和46年、47年豪雨による浸水被害を契機とし、江の川支川都治川の「洪水調節」と「流水の正常な機能の維持」を目的として、波積ダムを建設するもの。
- ②位置：江津市波積町
- ③型式・規模：重力式コンクリートダム・堤頂長L=126.0m、堤高H=48.2m
- ④事業期間：平成6年度から令和4年度（事業全体計画）
- ⑤総事業費：約173億円

流域一覽図



#### (2) 事業経緯

昭和46年	7月	梅雨前線豪雨
昭和47年	7月	梅雨前線豪雨
昭和48年	4月	実施計画調査着手
平成6年	4月	建設事業着手
平成30年	12月	本体建設工事着手
令和2年	10月	本体コンクリート打設開始
令和3年	3月	ダム本体定礎式
平成4年	9月	本体コンクリート打設完了



